

9月は屋外広告物美化強調月間です

屋外広告物の設置場所や大きさなどは、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」のため規制されています。

問 都市計画課(☎826-1111 内線2361)

屋外広告物は許可が必要です

まちの良好な景観を創り出すため、屋外広告物の設置には、原則として許可を受ける必要があります。ただし、自家広告物(店名、営業の内容などを自分の住所や営業所などに表示する広告物)は、表示面積によっては、許可がいらない場合があります。

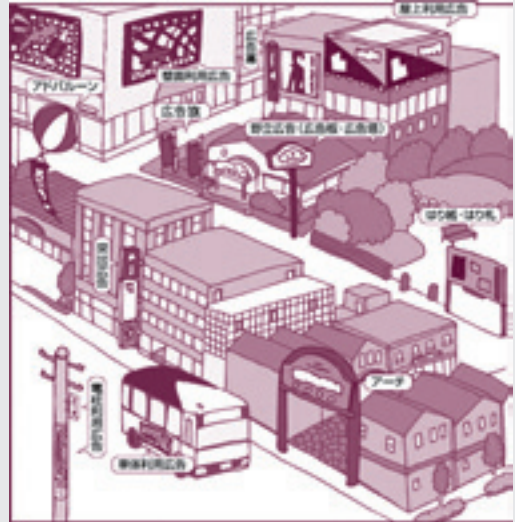
※許可手続きや許可基準など、詳しくはお問い合わせください。

違反広告物に対する措置、罰則

許可が必要にもかかわらず、無許可のまま表示したときは、違反広告物として除却命令の対象になるほか、最高で100万円の罰金が科されます。また、有効期間(最長3年)が切れた屋外広告物も、違反広告物として除却命令の対象になりますので、ご注意ください。

屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などです。



コミュニティ交通の試験運行地区を募集します

コミュニティ交通とは、交通が不便な地域の移動手段の確保などを目的に、自治体や地域住民が関与して運行される交通機関(主に小型バス)です。導入している自治体も多くありますが、利用者数が少なく、見直しや廃止される事例も増えてきています。

土浦市地域公共交通活性化協議会では、皆さんに利用されるコミュニティ交通を目指すため、運営に主体性や意欲のある地区を募集し、試験運行を行います。

問 土浦市地域公共交通活性化協議会事務局
(都市計画課内 ☎826-1111 内線2382)

応募資格/市内の地区住民団体(自治会など)、商工業者の団体の代表者など

対象地区/次の条件を満たす地区

- ①運営委員会を組織できること
- ②運行の必要性が明確であること
- ③既存路線バスへの影響が小さいこと
- ④利用促進のための活動を継続的に行えること
- ⑤運行経費の3割以上を運賃収入と地区の負担で確保できること
- ⑥応募する地区の自治会と隣接する自治会の同意を得ること
- ⑦アンケートやヒアリング調査に協力できること

実施地区数/1、2地区

選定方法/選定基準に沿って協議会が決定

申請方法/申請書に必要事項を記入し直接

※公募要領、申請書は、協議会事務局で配布します。

郵送を希望される方は、お問い合わせください。

申請締切/10月29日(金)

試験運行について

運営者/地区住民・企業などで組織される運営委員会と土浦市地域公共交通活性化協議会

運行期間/平成23年度中ごろから3年以内
※利用状況などの調査を行ない、運行の継続や見直し、廃止を判断しながら、実施していきます。

運行計画/ルート、運賃、車両、運行時間、便数などは、運営委員会と協議会が、地区の意向や収支などを踏まえながら決定

